側溝清掃業務特記仕様書

第１条（総則）

１．本業務は、本仕様書によるほか、本仕様書に定めのない事項については、「徳島県土木工事共通仕様書　令和６年７月」によるものとする。

第２条（現場責任者）

１．受注者は、公共施設維持管理業務（除草・剪定等）委託（請負型）契約書第６条第１項に基づき、「現場責任者届」をこの契約を締結した日の翌日から起算して１０日以内（徳島県の休日を定める条例（平成元年徳島県条例第３号）第１条第１項各号に掲げる日を除く。）（１０日以内に現場作業を開始する場合は、作業開始の前日まで）に監督員へ提出し、確認を受けなければならない。

なお、この「現場責任者届」の提出後、その内容を変更しようとする場合は、監督員と協議しなければならない。また、監督員との協議により変更が認められたときは、変更日から１０日以内に監督員に変更した「現場責任者届」を提出し、確認を受けなければならない。

２．受注者は、前項の「現場責任者届」に次のものを添付しなければならない。

(1) 現場責任者と受注者との直接的な雇用関係が確認できるもの（健康保険証の写し等）

＜直接的な雇用関係＞

現場責任者と所属建設業者との間に雇用に関する一定の権利義務関係が存在することであり、在籍出向者や派遣社員は含まない。

(2) 資格が、建設業法第７条第２号ハ及び第１５条第２号イ、ハに該当するものは技術者取得資格証明書の写しを、建設業法第７条第２号イ、ロ及び第１５条第２号ロに該当するものは実務経験証明書を添付すること。

第３条（交通誘導警備員等）

１．本業務においては、交通整理の必要日数として、３日を見込んでいる。配置人員として、交通誘導警備員Ａ（昼間勤務）を合計０名（交替要員〔無し〕）、交通誘導警備員Ｂ（昼間勤務）を合計６名（交替要員〔無し〕）見込んでいるが、警察等との協議により変更が生じた場合は別途協議するものとする。

交通誘導警備員Ａとは、警備業法（昭和４７年法律第１１７号）第４条による認定を受けた警備業者の警備員で、交通誘導警備業務（警備員等の検定等に関する規則第１条第４号に規定する交通誘導警備業務をいう。）に従事する交通誘導警備業務に係る一級検定合格警備員又は二級検定合格警備員をいう。

交通誘導警備員Ｂとは、警備業法第４条による認定を受けた警備業者の警備員で、交通誘導警備員Ａ以外の交通の誘導に従事するものをいう。

２．受注者は、次の区間において行う交通誘導警備業務については、交通誘導警備員Ａを交通誘導警備業務を行う場所ごとに、常時一人以上配置すること。

(1)「警備員等の検定に関する規則（平成 17 年国家公安委員会規則第 20 号）」第２条により、高速自動車国道又は自動車専用道路において行う交通誘導警備業務及び徳島

県公安委員会が定めた区間（平成２７年４月１日付け徳島県公安委員会告示第７号）。

(2)最新の道路交通センサス一般交通量調査の結果による平日の 24 時間交通量が 4,000 台以上の区間。

(3)監督員が特に第三者の危険を防止する必要があると指示した区間。

３．受注者は、交通誘導警備員を配置する場合は、「交通誘導警備員勤務実績報告書」を作成し、勤務実績が確認できる資料（勤務伝票の写し）とともに、１ヶ月ごとに監督員に１部提出するものとする。

なお、受注者は、合格証明書の写し等資格要件の確認ができる資料を事前に監督員へ提出しなければならない。

また、検定合格警備員は、当該業務に従事している間は合格証明書を携帯し、かつ、監督員等の請求があるときは、これを掲示しなければならない。

第４条（業務中の安全確保）

１．受注者は、土木工事安全施工技術指針（平成 21 年国官技第 333 号）、建設機械施工安全技術指針（平成 17 年国官技第 333 号、国聡施第 190 号）を参考にして、常に業務の安全に留意し、現場管理を行い、災害の防止を図らなければならない。ただし、これらの指針は、当該業務の契約条項を超えて受注者を拘束するものではない。

２．受注者は、建設工事公衆災害防止対策要綱（平成 5 年建設省経建発第 1 号）を遵守して災害の防止を図らなければならない。

３．受注者は、維持業務に使用する建設機械の設定、使用等について、設計図書により建設機械が指定されている場合は、これに適合した建設機械を使用しなければならない。ただし、より条件に合った機械があるときは、監督員の承諾を得て、それを使用することができる。

４．受注者は、輸送経路等において上空施設への接触事故を防止するため、重機回送時の高さ、移動式クレーンのブームの格納、ダンプトラックの荷台の下ろし等について、走行前に複数の作業員により確認しなければならない。

５．受注者は、トラック（クレーン装置付）を使用する場合は、上空施設への接触事故防止装置（ブームの格納忘れを防止（警報）する装置、ブームの高さを制限する装置）付きの車両を原則使用しなければならない。なお、当面は、経過措置期間とするが、この期間においても使用に努めなければならない。

６．受注者は、業務現場付近における事故防止のために一般の立入りを禁止する場合は、その区域に、柵、立入禁止の表示板等を設けなければならない。

７．受注者は、業務期間中、安全巡視を行い、業務区域及びその周辺の安全を確保しなければならない。

８．受注者は、業務着手後、作業員全員の参加により月当たり、半日以上の時間を割当て、次の各号から実施する内容を選択し、作業月において安全に関する研修・訓練等を実施しなければならない。

(1)安全活動のビデオ等視覚資料による安全教育

(2)本業務内容等の周知徹底

(3)業務安全に関する法令、通達、指針等の周知徹底

(4)当該業務における災害対策訓練

(5)当該業務現場で予想される事故対策
(6)その他、安全・訓練等として必要な事項

９．受注者は、業務着手前に業務の内容に応じた安全教育、安全訓練等の具体的な実施計画を作成しなければならない。また、監督員が特に指示する場合には、監督員に提出しなければならない。

１０．受注者は、安全教育、安全訓練等の実施状況について、「安全訓練等実施報告書」により、監督員に提出しなければならない。

１１．受注者は、災害発生時においては、第三者、作業員等の人命の安全確保をすべてに優先させるものとし、応急措置を講じるとともに、直ちに監督員及び関係機関に通知しなければならない。

第５条（現地踏査）

１．受注者は、業務の着手前又は着手中の現地踏査に際して、道路施設の管理上の問題点及び第３者に影響を及ぼす異常を発見した場合は、直ちに監督員に報告しなければならない。

第６条（後片付け）

１．受注者は、業務の完了に際して、一切の受注者の機器、余剰資材、残骸及び各種の仮設物を片付けかつ撤去するとともに、現場及び業務にかかる部分を清掃し、整然とした状態にしなければならない。

第７条（事故報告書）

１．受注者は、業務の履行中に事故が発生した場合には、直ちに監督員に通報するとともに、監督員が指示する様式（事故報告書）で指示する期日までに、提出しなければならない。

第８条（諸法令の遵守）

１．受注者は、当該業務に関する諸法令を遵守し、業務の円滑な進捗を図るとともに、諸法令の適用・運用は受注者の責任において行わなければならない。

第９条（地域住民等への対応）

１．受注者は、業務の実施に当たり、地域住民との間に紛争が生じないように努めなければならない。

２．受注者は、地元関係者等から業務の履行に関して苦情があり、受注者が対応すべき場合は誠意をもってその解決に当たらなければならない。

３．受注者は、業務の履行上必要な交渉を、自らの責任において行わなければならない。また、交渉に先立ち、監督員に連絡の上、これらの交渉に当たっては誠意をもって対応しなければならない。

第１０条（業務時期及び業務時間の変更）

１．受注者は、設計図書に業務時間が定められている場合で、その時間を変更する必要があるときは、あらかじめ監督員と協議するものとする。

２．受注者は、設計図書に業務時間が定められていない場合で、官公庁の休日又は夜間に作業を行うときは、事前に理由を付した書面を監督員に提出しなければならない。
３．受注者は、官公庁の休日又は夜間に作業を行うときは、監督員が指示する様式（事故等発生時連絡者届出書）により、作業を行う前日までに監督員に提出しなければならない。

第１１条（委託の検査）

１．受注者は、業務を完了したときは、業務完了報告書に業務の内容に応じて次の関係書類を添えて発注者に提出するものとする。

なお、業務の完了を監督員が確認するまで、業務完了報告書を提出することができない。

⑴出来高数量表
⑵出来高数量内訳及び数量根拠資料（図面、数量計算書等）
⑶交通誘導警備員勤務実績報告書及び警備報告書(写)
⑷各種申請書・許可証、契約書（写）
⑸打合せ簿
⑹作業記録
⑺記録写真
⑻安全訓練等の記録
⑼その他監督員が必要と認めた書類

第１２条（施工管理等）

１．受注者は、排水施設清掃工の施工については、監督員より指示を受けた場合には、速やかに現地確認を行い、作業計画を立て、一般交通に支障となる場合には、警察等の関係機関と協議をして作業日を決定し、監督員に報告すること。
２．作業に際しては、近隣住民に作業日時等を周知し、地元との適切な調整を行い、トラブルの防止に努めること。
３．排水施設清掃工の清掃により発生した土砂及び泥土等は、車道や歩道上に飛散させないようにすること。
４．排水施設清掃工の施工のために蓋等を取り外した場合は、作業完了後は速やかに蓋をがたつきのないように完全に据え付けなければならない。
５．作業における状況写真は、作業前、作業中及び完了時を同じ場所、同じ方向から撮影するものとし、作業の実施状況及び実施範囲が確認できるように整理しておくこと。
６．業務看板、保安施設状況及び交通誘導警備員の配置状況についても撮影しておくこと。
７．作業の完了時には、監督員の確認を受けること。

第１３条（廃棄物の処理及び処分）

１．廃棄物の処理が発生した場合には、監督員と協議すること。また、受注者は　廃棄物の処理及び処分に当たって、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」を尊守し、　受注者の責任において適正に処理及び処分を行うものとする。